

## 議案第 33 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部  
を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

上記議案を提出します。

平成 28 年 6 月 7 日

長与町長 吉 田 慎 一

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）の施行に伴い  
条例改正の必要が生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条  
第 1 項の規定により平成 28 年 3 月 31 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定  
によりその承認を求めるもの。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例  
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち長与町固定資産評価審査委員会条例第11条の改正規定中「第11条」の次に「第1項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（適用区分）

- 改正後の長与町固定資産評価審査委員会条例の規定（第3条第1項を除く。）は、平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。

平成28年 3月31日

長与町長 吉 田 慎 一